

高速自動車国道法第26条第1項（及び道路法第99条）の解釈について

道路局路政課

序．今号の内容

約1ヶ月前の9月11日、東北自動車道で、会社員の男性が運転するトラックのフロントガラスに、突然重さ約20kgのコンクリートの塊が落下し、同乗者が軽傷を負うという事件や、常磐自動車道で、乗用車二台がコンクリート片に乗り上げてパンクするという事件等、危険な事件が相次いでいる。いずれにおいても、コンクリート片は何者かの手によって高速自動車国道の車道部分に投げ込まれたと考えられているが、このような態様の事件を起こした場合、高速自動車国道法第26条によって5年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処せられる可能性が考えられる。

今号では、高速自動車国道法第26条（及びこれと解釈上密接に関連する道路法第99条）について解説しながら、上述の事件と同態様の事件が、同条の処罰の対象たり得るものかどうかを検討する。

1. 高速自動車国道法第26条及び道路法第99条の解釈

高速自動車国道法第26条第1項は、

「高速自動車国道を損壊し、若しくは高速自動車国道の附属物を移転し、若しくは損壊して高速自動車国道の効用を害し、又は高速自動車国道における交通に危険を生じさせた者は、五年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。」

としており、高速自動車国道を損壊する等の行為を行った者に対する科罰規定となっている。ところで、本条における接続詞（「又は」と「若しくは」）の用法には若干の疑義があり、文理解釈を徹底す

ると、構成要件が誤って解釈される恐れがある。以下、この点について解説を行うものとする。

法令用語としての「又は」と「若しくは」は、「いずれも選択的接続詞であるが、選択される語句に段階がある場合には、一番大きな選択的連結に一回だけ『又は』を用い、その他の小さな選択肢には繰り返して『若しくは』を用いる」（要約：「ワークブック法制執務」P.649）こととされている。例文を挙げると、

「アイスクリーム若しくはプリン又は焼肉」ということになる。アイスクリームかプリンかというデザートグループ内での選択があり、2段階目の選択として、デザートか焼肉かという選択があるのである。一番大きい選択には「又は」を、それ以外には「若しくは」を用いることとなっているので、例文のような接続詞の使い方になるのである。

この判断基準で高速自動車国道法第26条第1項の文理解釈を徹底させると、「又は」でつながっている「高速自動車国道の効用を害した者」と「高速自動車国道における交通に危険を生じさせた者」という二つの大きなグループがあって、前者には「高速自動車国道を損壊」「高速自動車国道の附属物の移転、損壊」するという原因となる要件がかかっているものの、後者にはかかっていないということになる。これによって、高速自動車国道を損壊し又は高速自動車国道の附属物を移転し若しくは損壊という物理施設としての道路の形状を変更することなくして、単に道路交通に危険を生じさせただけで処罰することができる、と

いうことになる。しかし、この見解については、次の4点から認められていない。

- i. 同一条文中の前段が高速自動車国道の損壊等の具体的行為を前提として高速自動車国道の効用を害するという構成要件となっていることと比較して、後段は、構成要件の規定の仕方という点で著しく均衡を失することになり適当でない。
- ii. 「高速自動車国道における交通の危険の発生」という、一定の価値基準による評価を抜きにしては該当性如何を判断しえない抽象的概念を何の限定も加えずに構成要件とすることは、刑法の基本理念である罪刑法定主義に反する。なぜなら、刑罰法規の規定の仕方が抽象的で不明確であるとどのような行為が処罰されるかについて予測可能性がなくなり、人々の行動の自由が阻害されることになるからである。
- iii. 刑法第二百二十四条は「陸路、水路又は橋を損壊し、又は閉塞して往来の妨害を生じさせた者」と規定し、具体的な行為を前提としている。この往来妨害罪の特則に、道路法第99条が該当するという説明が、道路法制定時よりなされてきたわけであるが、高速自動車国道法第26条は、道路法第99条の加罰規定という位置づけである。往来妨害罪は、具体的行為を前提とする規定となっており、この構造は、高速自動車国道法第26条においても、類推して解釈することが妥当である。
- iv. 道路交通法第115条は、「みだりに信号機を操作し、若しくは公安委員会が設置した道路標識若しくは道路標示を移転し、又は信号機若しくは公安委員会が設置した道路標識若しくは道路標示を損壊して道路における交通の危険を生じさせた者は、五年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。」と規定している。道路標識のうち公安委員会が設置したものについてはこの規定により、道路管理者が設置したものは道路法第99条又は高速自動車国道法第26条により、罰せられるの

である。道路標識の移転・損壊については、たとえ、設置者の相違により処罰の根拠規定が異なっても、同様に解するべきである。

したがって、高速自動車国道法第26条においても、「高速自動車国道を損壊」「高速自動車国道の附属物の移転、損壊」して、「高速自動車国道における交通に危険を生じさせた者」という構成要件が規定されていると解するべきであって、単に「高速自動車国道における交通に危険を生じさせた」ことのみをもって、罰則規定の適用をすべきではない。なお、これは、道路法第99条においても同様に解するべきである。

2. コンクリート投下事件における高速自動車国道法第26条の適用について、

1. で述べたように、高速自動車国道法第26条の罰則の対象になるのは、「高速自動車国道を損壊」「高速自動車国道の附属物の移転、損壊」した場合に限られる。では、コンクリートの投下が「高速自動車国道を損壊」「高速自動車国道の附属物の移転、損壊」を伴わない場合においては、高速自動車国道法第26条は全く適用されないのだろうか。この点、高速自動車国道法第26条は第2項において未遂を罰する規定を置いていることに注意が必要である。未遂罪を構成するためには、「実行の着手」があったことが必要とされるが、「実行の着手」とは、「構成要件の実現にいたる現実的危険性を含む行為を開始したこと（実質的行為説）」（前田雅英：「刑法総論講義」より）と解すれば、コンクリートの投下行為は、「実行の着手」があったと見なされる場合が多いと考えられる。この場合は、高速自動車国道法第26条の未遂罪を構成する。

また、「高速自動車国道を損壊」「高速自動車国道の附属物の移転、損壊」を伴った場合は、それにより、高速自動車国道の効用の阻害又は交通の危険が生じた蓋然性は相当程度に高いと考えられるので、高速自動車国道法第26条の適用が妥当である場合が多いと考えられる。事件の個別具体的な状況に即して、高速自動車国道法第26条の

適用が判断されるべきであろう。

参照条文

高速自動車国道法

第 26 条 高速自動車国道を損壊し、若しくは高速自動車国道の附属物を移転し、若しくは損壊して高速自動車国道の効用を害し、又は高速自動車国道における交通に危険を生じさせた者は、五年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

道路法

第 99 条 みだりに道路（高速自動車国道を除く。以下この条において同じ。）を損壊し、若しくは道路の附属物を移転し、若しくは損壊して道路の効用を害し、又は道路における交通に危険を生じさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

刑法

（往来妨害及び同致死傷）

第 124 条 陸路、水路又は橋を損壊し、又は閉塞して往来の妨害を生じさせた者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

道路交通法

第 115 条 みだりに信号機を操作し、若しくは公安委員会が設置した道路標識若しくは道路標示を移転し、又は信号機若しくは公安委員会が設置した道路標識若しくは道路標示を損壊して道路における交通の危険を生じさせた者は、五年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。